

～令和4年度 市民交通災害共済 申込受付中～

市民交通災害共済は、交通事故で入院・通院した会員に見舞金等を支給する制度です。安い掛金で会員になれますので、万一に備えて家族全員で加入しましょう。

- 加入資格 市内に住民登録をしている方（共済期間前に転出された方は該当になりません）
- 共済期間 4月1日から5年3月31日まで（年度途中に加入する場合は加入日の翌日から5年3月31日まで）
- 料金 年額1人500円（年度途中に加入する場合も同額）
- 申込方法 各世帯に配布した申込用紙に会費を添えて、行政区長または生活環境課、各行政局、各出張所へお申し込みください。
- 見舞金額

等級	災害の程度	支給額	等級	災害の程度	支給額
1	死亡した場合	1,000,000円	7	入院通院日数60日以上	60,000円
2	入院通院日数270日以上	300,000円	8	入院通院日数30日以上	50,000円
3	入院通院日数200日以上	200,000円	9	入院通院日数8日以上	30,000円
4	入院通院日数150日以上	150,000円	10	入院通院日数4日以上	20,000円
5	入院通院日数120日以上	100,000円	重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級または第2級の障害	300,000円
6	入院通院日数90日以上	80,000円			

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

～田村東部環境センター基幹改良に係る生活環境影響調査書の縦覧のお知らせ～

市では、5年度から田村東部環境センターの基幹改良工事を計画しています。基幹改良に係る生活環境影響調査に伴い、調査書の縦覧と意見書の提出を行います。

- (1) 基幹改良の内容
- 施設名称 田村東部環境センター
 - 施設住所 田村市滝根町広瀬字矢大臣地内
 - 施設の種別 焼却施設
 - 処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ
 - 施設の能力 52.8トン/24時間
 - 実施した生活環境影響調査項目 大気質・騒音・振動・悪臭
- (2) 調査書の縦覧場所
- ①生活環境課（市役所3階）
 - ②滝根行政局
 - ③小野町役場 町民生活課（小野町大字小野新町字館廻92番地）
- (3) 調査書の縦覧期間 2月1日（火）～3月3日（木）
- (4) 意見書の提出
- 様式 任意様式。「意見書」と表記し、住所氏名と意見を記入してください。
 - 提出場所 生活環境課
 - 提出期限 3月18日（金）
 - その他 提出された意見に個別回答はしません。意見書の内容は市ホームページなどで公表します。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272

～農地法等各種申請書の受付締切日の変更について～

4月の農業委員会総会分から、農地法等各種申請書の受付締切日を次のとおり変更します。

≪4年度中の受付締切日≫

変更前	総会	受付締切日	総会	受付締切日
毎月1日から5日 (5日が閉庁日の場合は直後の開庁日)	4月総会分	3月31日（木）	10月総会分	9月30日（金）
【変更後】	5月総会分	4月28日（木）	11月総会分	10月31日（月）
前月25日頃から前月月末 (月末が閉庁日の場合は直前の開庁日)	6月総会分	5月31日（火）	12月総会分	11月30日（水）
	7月総会分	6月30日（木）	5年1月総会分	12月28日（水）
	8月総会分	7月29日（金）	5年2月総会分	5年1月31日（火）
	9月総会分	8月31日（水）	5年3月総会分	5年2月28日（火）

☎農業委員会事務局 ☎81-1216

土地の境界問題でお困りではありませんか？

福島地方務局と福島県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援します。詳しい内容は、法務省または福島県土地家屋調査士会のホームページをご覧ください。



☎福島県土地家屋調査士会ホームページ

- ◆筆界特定制度（筆界を明確にします）
法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者の意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。
※明渡しなど、所有権に関する問題を直接解決することはできません。

☎福島地方務局不動産登記部門
地図整備・筆界特定室 ☎024-534-2048

- ◆土地家屋調査士会 ADR 制度（境界問題全般を解決します）
土地家屋調査士および弁護士が相談・調停を行い、柔軟に問題解決のお手伝いをします。
※相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

☎境界紛争解決支援センターふくしま
☎024-535-3937

消防署からのお知らせ

たき火からの出火防止

たき火は原則禁止されています。例外（林業、農業等やむを得ない場合など）により実施するときは、必ず消防署に連絡し、次のことに注意しましょう。

- ◆風の強い日は行わない
- ◆必ず消火の準備をする
- ◆完全に消えるまでその場を離れない



住宅火災での逃げ遅れ防止

逃げ遅れを防ぎ、命を守るため、日ごろから次の対策をとりましょう。

- ◆住宅用火災警報器を正しく設置し、定期的に点検しましょう
- ◆カーテンや寝具などに防災製品を使用しましょう
- ◆消火器を設置しましょう
- ◆日ごろから地域の協力体制をつくりましょう

☎郡山消防本部予防課 ☎024-923-8172

第38回「女性一日なんでも相談所」開設のお知らせ

福島地方務局郡山支局および郡山人権擁護委員連合協議会では、人権思想の普及高揚を目的とし、女性が抱えるさまざまな問題について、「女性一日なんでも相談所」を開設します。ぜひご相談ください。

- 日時 2月6日（日）午前10時30分～午後3時30分
- 場所 ビッグアイ7階 市民交流プラザ会議室（郡山市駅前二丁目11番1号）
- 相談内容 家庭内問題（結婚、離婚、夫婦・親子関係、扶養、DVなど）セクハラ、いじめ、隣近所のもめごと、借地借家、相続 など
- 担当者 人権擁護委員、弁護士、郡山市役所職員
- その他
 - ・相談は無料で秘密は厳守されます。
 - ・予約の必要はありません。
 - ・男性の方からの相談も受け付けます。

☎福島地方務局郡山支局
☎024-962-4500



Happy Valentine's Day ♡ Happy Bunbetsu Time

お菓子の箱って何ごみ？

仕事や勉強の合間に、つつい手が伸びてしまうのがおいしいお菓子ですね。そのお菓子、食べた後は何ごみで出していますか？ まとめて『もやせるごみ』で出していないですか？

チョコっと待って！

きちんと分別すれば、お菓子のごみはほとんどが資源ごみになります！

分別がわからずに菓子困る（かしこまる）ことなく、奮って分別にご協力ください！

【紙製の箱】
→ 雑がみとして出してください。
※紙箱の中にあるプラスチックの包装はプラスチックに分けてください。

【包装している袋・個包装の包み紙】
→ プラスチック・紙ごみの種類ごとに分けてください。

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272